

ミツヒロニュース



3月です。総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は2000年17.4%から2013年には、25.2%に上昇。一方、国内消費全体に占める65歳以上の世帯比率は18.4%から34.2%まで上がりました。60歳以上の世帯比率をみると消費額は全体の46.6%を占め、主力だった40~59歳の世帯の消費額(40.8%)と逆転しました。今、消費の中心となっているシニア層に向けた商品作りが大切です。
光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇相続税調査の実態
- ◇領収証等に貼る印紙、4月から緩和へ
- ◇「広島の社長.tv」のご案内
- ◇あとがき
ソチ五輪

相続税調査の実態

《 24 事務年度の相続税調査事績 》

昨年末に相続税調査の平成 24 年度(平成 24 年 7 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日)までの事績について発表されました。国税庁の 24 事務年度の相続税調査事績について見てみると、調査件数は 1 万 2,210 件(対前事務年度 1 万 3,787 件 比約 11%減)、このうち、9,959 件(前事務年度 1 万 1,159 件)で申告漏れが指摘されており、**申告漏れ割合は 81.6%(前年度 80.9%)**にも上ります。**申告漏れ課税価格は 3,347 億円(前事務年度 3,993 億円)**となっています。

国税通則法が改正された影響がいくらかあるのかもしれませんが、調査手続きが増えたことで、調査に入る件数が減ってきたためか、税務署は「お尋ね書」などを発送し、行政指導で進めているようです。

申告漏れ相続財産の金額の内訳については、現金・預貯金などが 1,236 億円(前事務年度の 1,426 億円)、有価証券が 431 億円(前事務年度 631 億円)、土地が 560 億円(前事務年度 630 億円)その他の相続財産(事業用動産、生命保険、書画骨董など)が 1,028 億円(前事務年度 1,179 億円)となっています。

また、同 24 年度の追徴税額は、全体で 610 億円(前事務年度 757 億円)。相続税申告において事実を仮装・隠ぺいしていた場合に、過少申告加算税や無申告加算税に代えて課される重加算税の賦課件数は 1,115 件(前事務年度 1,569 件)、賦課割合は 11.2%(前事務年度 14.1%)でした。

相続税申告の事績については、平成 24 年の死亡者数 125 万 6,359 人、申告書提出者は 5 万 2,394 人となっており、平均 4.2%となっています。

国税当局では近年、(1)納税者の資産運用の国際化に伴い、海外の金融機関に預貯金や株式を預けたり、資産を運用したりする富裕層がその資産(遺産)を隠匿するケースが見られることから、資産情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案について積極的な調査を展開、(2)申告・納税義務があるにも関わらず申告しない者も後を絶たないことから無申告事案の調査にも力を入れています。

(次頁へつづく)

【表1】被相続人の推移

(単位:人)

	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年
広島県			
東	103	84	89
南	73	82	57
西	165	132	142
北	173	139	159
呉	91	72	63
福山	194	160	163
西条	55	48	54
廿日市	118	100	103
海田	99	104	86
その他	186	169	150
広島県計	1,257	1,090	1,066
岡山県	635	673	606
山口県	431	435	429
島根県	164	162	158
鳥取県	140	153	154
総計	2,627	2,513	2,413

中国地方では、平成 24 年に死亡した人が 8 万 5,272 人、そのうち申告書を提出した人は 2,656 人となっており、平均 3.1%となっています。申告書を提出した人の各県別の人数は左記の【表 1】となっています。

やはり、瀬戸内海に面した地域からの申告が多くなっていますし、各税務署ごとの数字をみても、平成 23 年は広島県が **1,257** 人となっており全体の約 48%を占めています。

財産別の申告件数をみると、下記【表 2】の通りとなっており、相続財産 1 億円以下の申告件数が **757** 件と全体の 29%を占めています。

基礎控除の額が 60%に減額されると、相続財産 1 億円以下での申告が大幅に増加すると思います。

相続税の調査の状況をみると、平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月までに調査がおこなわれたのが 597 件となっています。内、496 件から申告漏れが発見されています。

【表 2】相続財産価格階級別状況

(単位:人(%))

	平成 23 年		平成 22 年		平成 21 年	
1 億円以下	757	(28.8)	688	(27.4)	609	(25.2)
1 億円超	1,322	(50.3)	1,293	(51.5)	1,268	(52.6)
2 億円超	317	(12.1)	314	(12.5)	332	(13.8)
3 億円超	157	(6.0)	155	(6.2)	149	(6.2)
5 億円超	39	(1.5)	44	(1.8)	34	(1.4)
7 億円超	14	(0.5)	8	(0.3)	12	(0.5)
10 億円超	16	(0.6)	9	(0.3)	9	(0.4)
20 億円超	3	(0.1)	1	(0.0)	—	(0.0)
30 億円超	1	(0.0)	1	(0.0)	—	(0.0)
50 億円超	—	(0.0)	—	(0.0)	—	(0.0)
70 億円超	1	(0.0)	—	(0.0)	—	(0.0)
100 億円超	—	(0.0)	—	(0.0)	—	(0.0)
	2,627	(100.0)	2,513	(100.0)	2,413	(100.0)

2. 相続税の改正

平成27年1月1日以後の相続から相続税法が改正されます。

(1) 相続税基礎控除の改正

	現行	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人（一人あたり）	1,000万円	600万円

(2) 相続税の税率の改正

現行			改正後		
各法定相続人の課税価格	税率	速算控除額	各法定相続人の課税価格	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～3億円以下	40%	1,700万円	1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
			2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	50%	4,700万円	3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
			6億円超	55%	7,200万円

3. 相続税の試算

改正前後の相続税額の比較

(1) 相続人は配偶者と子供2人

(単位：万円)

相続財産	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	15,000	20,000
相続税額(改正前)	0	0	0	0	50	100	463	950
相続税額(改正後)	10	60	113	175	240	315	747.5	1,350
差額	10	60	113	175	190	215	284.5	400

(2) 相続人は子供2人

(単位：万円)

相続財産	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	15,000	20,000
相続税額(改正前)	0	0	0	100	200	350	1,200	2,500
相続税額(改正後)	80	180	320	470	620	770	1,840	3,340
差額	80	180	320	370	420	420	640	840

《 相続税簡易シミュレーション 一度、試算してみませんか 》

正式に相続税の評価をしようと思うと相当の時間と費用がかかりますが、簡易シミュレーションで所有財産についての概算評価と相続税の試算をすることができます。ぜひ一度、試算されては如何でしょうか。なお、シミュレーションの際に必要な資料は下記の通りです。

- ① 固定資産税の評価明細
- ② 有価証券の時価総額
- ③ 預貯金の金額（おおよその総額）
- ④ 債務の金額
- ⑤ 家族の状況（相続人の分かるもの）

当事務所では、相続税簡易シミュレーションを無料で承っております。この簡易シミュレーションでは、相続税が、改正前改正後でどの様に違って来るかを概算で試算します。
(具体的なシミュレーションや相続対策のご提案も有料にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。)

◎ ◎ ◎ 領収証等に貼る印紙、4月から緩和へ ◎ ◎ ◎

事業者が領収証等に貼る印紙の基準額が平成26年4月1日以降から改正されます。この点を改めて、確認しましょう。

領収証、5万円未満へ緩和

事業者が金銭を受け取った場合に作成する領収証やレシートなど「金銭又は有価証券の受取書」（以下「受取書」）は、原則として印紙を貼る必要があります。これは、この受取書には印紙税がかかるため、納める額の印紙を貼り、消印をすることで印紙税額を納めたことになるからです。

ただし、この受取書は一定額に満たない場合には印紙税がかからず、印紙を貼る必要はありません。この場合の一定額とは、平成26年3月31日までの受け取りであれば3万円ですが、平成26年4月1日以降の受け取りでは5万円へと緩和されています。つまり、4月1日以降の受取書に記載された金額が5万円未満であれば、印紙を貼る必要はありません。

受取書の記載金額

印紙税額は記載された金額を基に決定します。この場合の“記載された金額”とは、受取書に消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税等の額」）が区別されて記載されている場合など、消費税等の額がわかる場合には、その消費税等の額を含めない金額となります。例えば、右記の通りです。

例. 商品代金、52,920円（本体49,000円、消費税等3,920円）を金銭で受け取り、領収証を作成した場合

ケース①

領収証 △△△様 平成26年4月10日 金52,920円也 但、〇〇代として上記金額を領収いたしました。 〇〇〇株式会社	→ 52,920円 ≥ 50,000円 ∴印紙の貼付が必要
---	----------------------------------

ケース②

領収証 △△△様 平成26年4月10日 金52,920円也 (内、消費税等の額3,920円) 但、〇〇代として上記金額を領収いたしました。 〇〇〇株式会社	→ 52,920円 - 3,920円 = 49,000円 < 50,000円 ∴印紙の貼付は不要
---	---

4月1日以降、軽減措置拡充へ

受取書の他、印紙税が緩和されるのは、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」です。これらは、平成9年4月1日から平成26年3月31日まで印紙税の軽減措置の対象でしたが、平成26年4月1日以降、さらに軽減措置が拡充されます。

対象となる契約書を確認

この軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいい、「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。これらの契約書については、不動産の売買や建設工事の請負当初に作成される契約書の他、売買金額の変更、請負工事の内容変更に伴う変更契約書等についても軽減措置の対象となります。

参考文献： ■国税局HP ■Mykomon

広島の前社長.tv (ティービー) WEB 番組のご案内

このたび、広島の志ある中小企業を紹介する日本最大の経営者ウェブ番組「広島の前社長.tv」で弊社代表取締役 光廣昌史が紹介されました。約8分の番組で、光廣がこれまで歩んできた人生や事業への想い、ビジョンなどを語っています。ぜひ、この機会に、普段垣間見ることのない光廣の熱い想いを感じてください。

URL/<http://hiroshima-president.net/>

あしがき

和田です。確定申告時期と重なったこともあり、あまりオリンピック中継を見られなかったのですが、浅田選手、葛西選手のニュースは見るようにしていました。浅田選手がショートで散々だったとき、もう駄目かなと思ったのですが、フリーでの完璧な演技にはとても感動しました。葛西選手は、レジェンドの呼び名に相応しく、次のオリンピックにも出場を考えているようで、自分も、もっと頑張らないといけないと思いました。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>



相続税 簡易シミュレーション

無料版 申込書

相続税簡易計算を希望される方は、必要事項をご記入のうえFAX(082-294-5007)または、弊社サイト(<http://www.office-m.co.jp>)のお問い合わせページからお申込みください。尚、サイトからお申し込みをされる場合には、下記の必要事項を必ず入力して頂きますようお願い致します。お申し込みを頂戴したのち、詳細についてご連絡させていただきます。

ご用意いただくもの (打合わせの際に確認しますので、それまでにご準備ください。)

① 固定資産税の評価明細書

平成26年度 固定資産税の納付書が4月に送られてきますので、その納付書に記載してある物件明細書(固定資産税評価額の1.1倍で評価します。)

② 所有されている有価証券の時価総額

証券会社等に有価証券等を預けていらっしゃる方は、その報告書に時価が記載してあります。

③ 預貯金の金額

個別での金額は必要ありません。おおよその総額で結構です。

④ 生命保険

加入されている保険証書のコピー。

⑤ 債務の金額

金融機関等からの借入金がある場合。

⑥ 家族の状況

相続人の分かるもの。(戸籍謄本は必要ありません。)

ご氏名	(ふりがな／)		
ご住所	〒	—	
TEL	()	—	FAX () —
E-mail	@		
連絡方法	ご希望の連絡手段を○で囲んでください。 電話 ・ ファックス ・ メール		

お申し込み



FAX 082-294-5007
<http://www.office-m.co.jp/>

■相続対策支援サービスのご案内

相続税簡易シミュレーションでは、概算で相続税の試算をしますが、具体的なシミュレーションや相続対策のご提案を希望されるお客様には、有料にて相続対策支援サービスを受け賜ります。

《相続対策支援サービスの内容》

- (1)土地の評価は、現地確認の上、路線価評価をします。
- (2)有価証券・預貯金等は、個別評価をします。
- (3)相続対策案を提案します。

費用は、財産規模により異なりますが、最高50万円とします。

■お問合せ

株式会社オフィスミツヒロ
(財産承継部/西條・清弘)

TEL 082-294-5000
FAX 082-294-5007

「お申しいただいたお客様の個人情報は、当セミナーの実施、当社サービスの案内・提供以外の目的で第三者への開示・提供はいたしません。(但し、業務委託先に必要な範囲で提供する場合は除きます。)